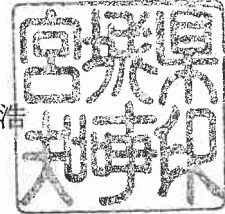




環 対 第 2 9 8 号
令 和 2 年 9 月 1 8 日

日立サステナブルエナジー株式会社
代表取締役 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 丸森筆甫風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について (通知)

令和2年7月20日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 颯田

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 丸森筆甫風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、伊具郡丸森町及び福島県伊達市において、最大で総出力 50,400kW（定格出力 4,200kW 級、風力発電設備最大 12 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

また、本事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成 30 年 5 月、宮城県）」における「風力発電導入可能性エリア（No. 14 丸森）」を参考として設定されている。

一方で、想定区域内には阿武隈溪谷県立自然公園、次郎太郎山鳥獣保護区及び保安林のほか、土砂災害警戒区域（土石流）などの災害リスクの高い地域も含まれている。また、複数の住居等が存在し、風車に囲まれるおそれがある。このため、事業の実施による周辺の自然環境や生活環境などに対する影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の検討に当たっては、環境への重大な影響を回避又は十分に低減するため、以下に述べる事項に留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガス排出などを踏まえ、それらの環境負荷の低減に最大限配慮すること。

(2) 累積的な影響

本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 調査、予測及び評価手法の設定

想定区域周辺は、令和元年東日本台風によって斜面崩壊が発生するなど、土地の状態が大きく変化していることを認識し、適切に調査、予測及び評価手法を設定すること。

(4) 事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること。

(5) 地域住民等への積極的な情報提供

イ 想定区域周辺の住民、立地する丸森町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

なお、想定区域周辺は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けているため、事業の実施に当たっては、土砂災害への対応方針を十分に説明すること。

ロ 本事業により設置される風力発電機が県南地域の広域から視認される可能性が高い

等、周辺の環境への影響が懸念されるため、方法書以降の手続きでは関係自治体に白石市及び角田市を含め、広く設定すること。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音、風車の影及び電波障害による影響

想定区域及びその周囲には住居等が複数存在し、風車の設置想定区域から最寄りの住居等までの距離が約500メートルと極めて近く、かつ、風車に囲まれることとなる住居が発生するおそれがある。これらのことから、住居等の立地状況を再度検証し、風車の稼働に伴う騒音、低周波音、風車の影及び電波障害による生活環境への影響について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で、方法書を作成すること。

(2) 地形及び地質に対する影響

イ 想定区域には、重要な地形（次郎太郎山を中心とした地域）が存在するため、その地形及び周辺を想定区域から除外すること。

ロ 想定区域及びその周囲に存在する砂防指定地、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所については、土石流が発生する可能性のある上流域も含め、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価をし、十分な対策を検討すること。重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

ハ 令和元年東日本台風で生じた斜面崩壊地の分布を把握し、事業実施による影響（裸地の拡大や土砂の流出等）を十分に検討した上で、想定区域の絞り込みを行うこと。

(3) 動物に対する影響

イ 想定区域及びその周辺では、特別天然記念物カモシカ、稀少な小型哺乳類であるカワネズミやヤマネ、カヤネズミ等の生息可能性が高いことから、事業の実施によりこれらの種の生息環境が変化すると考えられる。このことから、これらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、適切な調査手法を設定すること。

ロ 想定区域及びその周辺には、希少猛禽類の渡りルートが存在や稀少な鳥類の生息の可能性が高いことから、環境アセスメントデータベースの鳥類センシティブティマップ等を用いて、渡りルート、飛翔高度や地形条件との関係等を把握した上で、適切な調査手法を設定すること。

ハ コウモリ類や渡り鳥等の飛翔経路を確保するため、累積的影響を考慮した上で想定区域の絞り込み及び風力発電機の配置等を適切に行うこと。

ニ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。

(4) 植物に対する影響

重要な植物群落が想定区域に隣接して存在しており、これらの植物群落は、近傍の土地を改変した場合には間接的な影響が生じる可能性があることから、その影響について、方法書以降の図書で調査、予測及び評価すること。

(5) 景観に対する影響

イ 住居等の周囲に風車の立地が想定されることから、風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響について適切に眺望点を設定し、予測及び評価

すること。

- ロ 設置される風車は、県南地域の広域から視認される可能性があるため、市街地や想定区域周辺住居等を含めて眺望の調査地点を広く追加すること。また、視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を考慮するなど、複合的視点により眺望点を検討し、調査、予測及び評価すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域周辺にあるバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風力発電設備の音の影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

(7) 放射線の量による影響

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境、土壌及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。

ハ 想定区域及びその周辺は地理的に放射線量の高い場所が存在すると想定されるため、方法書の作成に先立ち、予備調査を実施した上で適切な調査、予測及び評価手法を設定すること。